

参考(改正後の通知全文)
社援発第1005011号
平成17年10月5日
第一次改正
社援発第0215005号
平成19年2月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

都市部における社会福祉施設の整備の促進について

都市部の深刻な用地問題に対応し、用地の有効活用及び高度利用を図る観点から、既存施設の用地の活用及び施設の高層化により、都市部における社会福祉施設等の整備の促進を図ることとしており、この補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」(以下、「交付要綱」という。)により行うこととされているが、その取扱いにあたっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図られたい。

また、社会福祉施設等の高層化にあたっては、整備時はもとより整備後においても非常時の避難等入所者に対する防災上の安全性の確保については万全を期するよう指導方願いする。

なお、平成3年11月25日社施第121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」は廃止する。

I 既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度

1 趣旨

都市部における社会福祉施設の新規設置については、深刻な用地不足からその整備が進まない実態にあることから、こうした問題を緩和するため、既存施設を整備需要の高い施設と複合化して改築する場合に経過年数を緩和し、老朽度にかかわらず優先的に改築を認め、社会福祉法人が設置する場合に独立行政法人福祉医療機構の無利子融資の優遇措置を講じるほか、保護施設等（障害者施設を除く。）については、3階建以上の場合に国庫補助基本額の加算を行うことにより、都市部における整備の促進を図る。

2 改築対象施設

- (1) 原則として、社会福祉施設等の延面積の50%以上が10年以上経過した建物であること（原則として老朽度は問わない。）
- (2) 特別区並びに人口10万人以上の市、特別区及び指定都市・中核市周辺の市で施設の立地が困難な地域と認められる人口密集地に所在し、他の緊急度の高い施設と複合化して改築する施設

3 緊急度の高い施設と認められる施設

- (1) 障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設
- (2) これらに準ずる施設であって特に必要と認める施設

4 優遇措置の内容

- (1) 国庫補助の優先採択
- (2) 保護施設等（障害者施設を除く。）のうち、3階建以上の建物（改築施設及び緊急度の高い施設が3フロア以上を専用する場合に限る。）の場合
国庫補助基本額の加算を行う（8%以内で特に認める基本額）。
- (3) 社会福祉法人が整備する場合に、本制度の対象施設の整備に係る経費について独立行政法人福祉医療機構融資において、同機構の定める貸付基準に基づき、一部又は全部を無利子融資とする。ただし、初度設備に要する経費については対象としないこととする。

Ⅱ 高層化特例割増制度

1 趣旨

都市部の深刻な用地問題に対応し、用地の高度利用を図る観点から、高層化する場合に必要なスペースを確保できるよう国庫補助の優先採択等を行うこととし、これにより都市部における整備の促進を図る。

2 対象施設

特別区並びに人口10万人以上の市、特別区及び指定都市・中核市周辺の市で施設の立地が困難な地域と認められる人口密集地に整備する3階建以上の次の施設

- 平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」による社会福祉施設等

3 優遇措置の内容

(1) 「保護施設等」の対象施設

国庫補助基本額の加算を行う（8%以内で特に認める基本額）。

(2) 国庫補助の優先採択